

愛知県の福祉医療制度の見直しに反対し充実を求める意見書

愛知県は、「行革大綱に係る重点改革プログラム（素案）」において、「子ども、障害者、母子父子家庭、寝たきり・認知症高齢者等の医療費自己負担に対する公費支給については、将来に予測される所要額の増加に対応し、持続可能な制度」に見直すとして、「一部負担金導入」を含む制度の検討を明らかにしました。

この制度は、これまでの政府が医療保険制度を見直ししてきたのに対し、社会的に特に必要な階層や分野の県民が安心して必要な医療が受けられるよう、住民の要望を反映して、県や市町村が築き上げてきました。

県は、市町村だけでは財政的に困難なことから市町村が支出する費用の1/2を補助しています。

愛知県は「行革大綱を深掘りする必要性」に、「日本一元気な愛知の実現」「活力ある地域づくりを県がリードする」ことを挙げています。その実現のために、今年度の予算では「高度先端産業立地促進補助金」や公共事業を大きく増加させ、来年度予算では50億円規模の「産業空洞化対策減税対応基金」を表明し、その原資を「行財政改革で捻出する」としています。

地方自治法は、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする」と定めています。県民所得の減少など県民の生活の悪化が顕著になっています。

よって福祉医療制度は、実施主体である市町村から、子ども医療の対象年齢の拡大、精神障害者の対象疾病の拡大など、一層の充実が毎年度求められていて、ますます重要な施策となっています。愛知県は、福祉医療制度を見直しせず、一層の充実を図ることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月16日

愛知県丹羽郡大口町議会

愛知県知事 大村 秀章 殿